

# NEWS LETTER

No.69

2011 Sep.

日本がん予防学会 Japanese Association for Cancer Prevention(JACP)

## CONTENTS

- 01 第18回日本がん予防学会報告  
(酒井 敏行)
- 02 特別寄稿：  
わが国のNCD対策への警告  
—前車の轍を踏まぬために—  
(大島 明)
- 07 特別寄稿：  
エビジェネティック異常の  
がん予防における有用性  
—新たながん予防の作用点として、  
また、予防効果のマーカーとして  
(牛島 俊和)
- 08 がん一次予防としての  
長期がん原性試験  
(黒岩 有一)
- 09 甲状腺被膜内浸潤がんは血漿ヒアルロン結合タンパク質(PHBP)を発現し、それがラック色素のがん浸潤抑制的となりうる  
(剣持 明)
- 09 化学物質誘発肝発がんにおける活性酸素の関与について  
(出羽 康明)
- 10 酵素処理イソクエルシトリンに関する最近の話題  
(西村 次平)
- 10 トコトリエノールの大腸癌抑制作用  
(和田小依里)
- 11 ハプロタイプ頻度の推定方法  
(東端 孝博)
- 12 西洋化したシンガポールのがん  
(小林 博)
- 13 私のがん予防  
(酒井 敏行)
- 14 平成23年評議員会議事要旨
- 15 日本がん予防学会会則  
(平成23年6月21日改訂)
- 16 編集後記

## 第18回 日本がん予防学会報告



酒井 敏行  
京都府立医科大学分子標的癌予防医学

本年度の第18回日本がん予防学会は、大阪府立成人病センターの津熊秀明先生が会長の第34回日本がん疫学・分子疫学研究会と合同で、「がん予防大会2011京都」として、6月20日と21日に京都府立医科大学で開催された。今年は東北大震災の影響で一時は開催さえ危ぶまれたが、幸い例年通りの参加者もあり、無事執り行われた。

特別講演として大島明先生と牛島俊和先生が素晴らしい講演をされ、皆おおいに感銘を受けた。これらの特別講演は疫学と実験医学のそれぞれ最先端の研究者の講演であったことから、本がん予防大会の趣旨である、種々の分野の研究者が互いに協力しあい、がん予防を実践することの重要性を再確認できたように感じる。

その他の各ワークショップ、シンポジウム、一般口演、ポスターも全て非常に意欲的で、若い研究者による発表も多く、今後のがん予防研究に期待感を持たせるに十分であった。

がん研究は、予防、診断、治療、その他多岐に渡るが、やはりがんに罹患しないこと以上に素晴らしいことはないことから考えても、本学会の意義の大きさは、今更ではあるが非常に大きい。



学会の運営に尽力して下さったスタッフ達

それにも関わらず、この分野が難しいのは、診断、治療に比べても、実際の成果を得るまでには多くの努力だけではなく、極めて長い時間を要することではなく、

いだろうか。したがって、私達はこのような学会活動を通して、若い研究者の育成もはかり、世代を超えて、長期にわたり、粘り強く研究を遂行していくこ

とが、何にもまして肝要であると信じる。そのためにも、本学会のさらなる発展を中心から祈念しつつ学会報告にかえさせていただくこととする。

## 特別寄稿——第18回日本がん予防学会 特別講演より

### わが国のNCD対策への警告 —前車の轍を踏まぬために—

大阪府立成人病センターがん相談支援センター



大島 明

1967年6月に大阪府立成人病センター調査部に就職して2007年3月に定年退職するまでは40年間、一貫してがん予防の現場に身を置き少しは頑張ってきたつもりではあるが、がんの統計指標で見る限り何ら成果を挙げることは出来なかった。年寄りの繰り言や「正統的な」がん疫学研究からの脱落者の戯言の域を出るものではないが、少しは日本がん予防学会NEWS LETTERの読者の皆さまのお役に立つこともあるかと考え、2011年6月20日の京都でのがん予防大会2011での講演をもとに、失敗ばかりの探し方を振り返って雑文を書くこととする。

ご承知の通り、2011年9月には、国連においてNCDサミットが開催される。NCD（非感染性疾患）とは、がん、心臓病・脳卒中、糖尿病、慢性肺疾患で、日本では従来は成人病、最近では生活習慣病といわれるものに相当する。発展途上国では、感染症に加えてNCDが大きな問題となりつつあり、これがミレニアム開発目標の達成の障壁となっている。このため、発展国での経験（とくにたばこ対策の成功体験）と資金を活用しようとするものであると私は理解している。しかし、日本は発展国であり、WHOたばこ規制枠組み条約の締約国でありながら、さらにFCTC締約国会議の予算の相当部分を負担しなが

ら、日本国内のたばこ規制の取り組みは世界標準から大きく立ち後れたものとなっている。NCD対策においても、国際協力の観点からお金は出すものの、たばこ対策の成功体験がないままでは国内のNCD対策も後れをとるおそれが十分あると考える。

#### 「がん予防の決め手は早期発見・早期治療」か？

##### ●がん検診研究班事務局末端としての関与

1967年6月に大阪府立成人病センター調査部に就職すると、調査部では厚生省がん研究助成金「がんの予防医療体系の研究班」(1965～67年)、同「がん予防に関する組織的活動の研究班」(1968～70年)（班長：関悌四郎大阪大学医学部公衆衛生学教授兼大阪府立成人病センター調査部長、事務局長：藤本伊三郎大阪府立成人病センター調査課長）の活動が熱心に行われており、筆者は胃がん検診の日常業務に関わりながら研究班事務局の末端として研究班活動にも関与することとなった。すでに、この研究班では、胃がん早期発見のためのCancer Detection Center-Cancer Detection Clinic構想を打ち出していた。1965年には全がん死亡数106,536人のうち胃がん46,385人と半数近くを占めており、当時すでに胃がんの早期診断の技術は開発さ

れていたにもかかわらず、病院で患者が来るのを待っていたのでは進行がんが大半という状況があった。研究班の班会議でしばしば語られた黒川利雄先生の「山に向かって歩こう」の考えには筆者も大いに共鳴した。

保健所に保管の死亡小票から胃がん死者を把握し遺族を訪問して受療経過等を把握する調査が関班の一環として実施されたが、その集計分析に関与する中で、胃がん死者では胃集検受診歴のあるものが少ないと加えて、胃集検受診歴のあるものの中に偽陰性の疑いのあるものが存在することを知ることができた。そこで、大阪府立成人病センターの実施した胃集検受診者を手作業で生年月日順に並べて大阪府がん登録と照合して偽陰性例を把握するという作業を行った。その後大阪府がん登録が電算化されたので、作業は容易かつ正確に行うことができるようになった。関班に関与する中で、胃がん予防の決め手は早期発見であることを信じて疑わず、精度の高い胃集検と精検を実施し、実施された検診の精度管理をおこなうCancer Detection Center-Cancer Detection Clinic構想を大阪で実現することがこれからのがんの早期発見であると考えていた。

##### ●たまたま図書室で見つけた論文による衝撃と国際ワークショップに参加しての衝撃

しかし、ハッピーな時間はあまり続かなかった。図書室で、Feinleib and ZelenのSome pitfalls in the evaluation of screening programsというタイトルの論文<sup>①</sup>を見つけたときの衝撃は今でもはっきり記憶している。この論文は、生存率を尺度とする検診の評価にはlead time bias、length biasという偏りが入りこむこと、従って、検診で早期発見できる

とか検診発見がんの生存率が高いだけでは、がん検診の有効性の証拠とはならない、当該のがん死亡率の減少を指標として評価すべきだということを、検診漬けの毎日を過ごしていた筆者にもわかるように示していた。

この論文を読んだ後、日常業務として従事している胃がん検診の有効性はどのようにすればきちんと評価できるのだろうかと悩ましい日々が何年も続いたが、なかなか実行可能な解決方法を見出すことは出来ず、結局、子宮頸がん検診の有効性評価の研究の先行事例を参考として、胃がん検診のケース・コントロール研究と早期胃がんの自然史の研究を行い、論文にまとめることができたのは、1980年代半ばになってからであった<sup>2), 3)</sup>。

そして、この2つの研究成果をもって、消化管がんの検診に関するUICC国際ワークショップ（1985年11月、スウェーデン・イエーテボリ）に参加した<sup>4)</sup>。そこでまとめられた、胃がん検診に関する結論は「胃がん検診が高価であること、またその効果についてなお不確かさが残っていることを考えると、日本以外の国で胃がん検診を公衆衛生上の施策として勧告することはできない」であった。この結論は、自分なりに納得できたが、この結論よりも、衝撃を受けたのは、便潜血検査による大腸がん検診のRCTが進行中で施策に取り入れるのはその結果を待つこととされ、がん検診の施策への採用の国際的なハードルが高いことを改めて知ったことである。帰国してから、がん検診のRCTの必要性を機会ある度に主張してきたが、この主張がつい最近まで採用されることがなかったのはさらに衝撃であった。

#### ●日本におけるがん検診の歴史

表1に、日本におけるがん検診の歴史の概要を示した。検診の有効性を確認しないまま事業に導入されたが、その後有効性がないことが判明して事業中止となったものとして、視触診による乳がん検診と神経芽腫マスクリーニングがある。この2つの失敗から学んで今後新しいがん

検診の導入においては、RCTの実施による有効性の確認を必須の要件とするべきだと考える。便潜血検査による大腸がん検診は、ケース・コントロール研究による有効性を示唆するデータを待つて1992年度から事業化された。なお、1987年度から導入された肺がん検診は、当時Mayo Lung Projectのネガティブな結果が示されていたにもかかわらず、結核検診のリメークとして強引に事業化されたものである。後にケース・コントロール研究により有効性を示す結果が得られたのではあるが、同じ1987年東京でたばこと健康世界会議が開催され、肺がん予防のためにたばこ対策を推進しようというメッセージを市町村や保健所等の担当者に届ける絶好の機会であったにもかかわらず、老人保健事業への導入によって肺がんも検診で対処できるという誤ったメッセージを届けることとなつたのは、返す返すも残念なことであった。

#### ●過剰診断の害

1998年Ajikiは、大阪府がん登録のデータを用いて、神経芽腫の罹患率、生存率、死亡率の推移を調査し、スクリーニングによる過剰診断の存在を明確な形（スクリーニング導入とともに生存率は向上、罹患率は増加、死亡率はほぼ不变）で示した<sup>5)</sup>。今やスクリーニングによる過剰診断が、がんをはじめ多くの分野において見られることが明らかにされている<sup>6)</sup>。スクリーニングは、少数の例外を除いては、国民の健康への便益が当初の期待よりは小さく、害が当初考えていたよりも大きいということを肝に銘じなければならぬ。がん予防においては、2次予防の検診という従来路線から、生活習慣の改善による1次予防にシフトすることの重要性を、政策決定者やがん予防の現

表1. 我が国におけるがん検診の歴史

1960年代	胃がん検診と子宮頸がん検診が都道府県への補助事業として開始
1982年度	老人保健法に基づく保健事業にがん検診（胃がん検診、子宮頸がん検診を導入（市町村が実施主体）。乳児に対する神経芽腫マスクリーニング開始
1985年	肺がん検診、視触診による乳がん検診を老人保健事業に導入
1987年度	便潜血検査による大腸がん検診を老人保健事業に導入
1992年度	便潜血検査による大腸がん検診を老人保健事業に導入
1998年3月	がん検診の有効性評価研究班報告書公表（2001年3月には最新の文献をレビューして新しい報告書に更新）
1998年度	がん検診補助事業が一般財源化される
2003年7月	神経芽細胞腫マスクリーニング検査のあり方に 関する検討会 事業の休止の報告書をまとめる
2004年3月	がん検診に関する検討会 視触診単独による乳がん検診中止の報告書をまとめる
2003年度	がん検診祖父江班発足（2005年3月にガイドライン作成手順をまとめ、その後大腸がん検診、胃がん検診、肺がん検診、前立腺がん検診、子宮頸がん検診のガイドラインを作成）
2007年	乳がん検診における超音波検査の有効性を検証するための比較試験開始
2009年	大腸内視鏡検診の有効性評価のためのランダム化比較試験開始

場の担当者に理解するよう働きかけることが、研究者としての今後重要な役割であると考える。日本では、1992年近藤誠氏が文藝春秋に「がん検診百害あって一利なし」と題する論文を発表して、「がんもどき」という表現でがん検診による過剰診断の問題提起をしたが、既成の学会・研究者は「がんもどきはおでんのなかにしかない」とこの問題提起を無視ないし軽視し、建設的な議論につながらなかったのは、まことに残念なことであった。

#### がん対策の評価をめぐる議論

1986年がん対策の評価に関するBailar論文<sup>7)</sup>が発表された。その要旨は、「がん対策の成果の単一の指標として最適なものは全がんの年齢調整死亡率である。1950～82年における全がんの年齢調整死亡率は上昇しており、我々は1971年のNational Cancer Act以降開始したがん制圧の戦いに敗れつつある。実質的ながん制圧の進歩をめざすとすれば、がん対策の重点を治療から予防に移す必要がある」というものであった。日本よりはるかにたばこ対策など1次予防に力を入れて来た米国においてもこのような議論があるのかと衝撃を受けた。そして、この論文を巡って、朝日新聞社の雑誌「モダンメディシン」でこれからのがん対策について

座談会が開催された。筆者は、たばこ対策を中心とする1次予防を軸に見直すべきと主張した。

そして、1996年米国NCIは1990年まで増加していたがん年齢調整死亡率（1970年人口で調整）が1991-95年に2.6%減少したと報告したが、これに対してBailar博士は、年齢調整の標準人口を1970年ではなく1990年人口とすると1.0%減少（1991年から1994年）にとどまるとして、がんに対する戦争にまだ負けている、治療ではなく予防に重点をおくべきであると再度強調した<sup>8)</sup>。Bailar博士は、（財）がん研究振興財団の招きで来日し、1997年2月28日大阪府立成人病センターにて講演をおこなった。この講演を受けて筆者は、がん予防研究会NEWS LETTER No.14, 1997に「ペイラー博士の論文を読んで」を寄稿した。この寄稿で「大阪府がん登録のデータによると、胃がんの罹患率は減少しており、胃がん死亡率の減少はごく最近まで罹患率の減少に並行していた。すなわち、わが国の胃がん死亡率は、特別の対策により減少したのではなく、食生活の変化（等）に伴って、いわば自然に減少したとみるべきである」、「わが国のがん予防対策は、1966年の胃がん検診への国庫補助の開始に始まった。ほぼ時期を同じくする胃がん死亡率の減少がそのまま早期発見・早期治療の努力の成果であると多くのものが勘違いしたことが、その後がん検診に偏ったがん予防対策へとミスリードした」、「米国では、1960年代後半からの種々のたばこ対策の推進により、国民のたばこ離れを促進し、これに伴って、まず男性の若年層で、次いで女性の若年層で肺がん死亡率が減少し、最近になって男性の高齢層でも肺がん死亡率は減少し始めている」、「今後、さらに年数が経つにつれて、たばこ対策の成果ははっきりとがん死亡率の減少となって現れてくるものと予想される」と述べた。

その後、米国では2000年人口を標準人口としたがん年齢調整罹患率も死亡率もはっきりと減少しがん対策の成果が現れたと評価されている。2011年のReport to the nationでは、

女性の肺がん死亡率の減少も初めて報告された。このように米国では、1960年代後半からのたばこ対策の成果が最近になって統計資料に着々と現れてきている。

これに対して、日本では1971年の米国のNational Cancer Actに35年遅れで2006年がん対策基本法が成立し、これに基づき2007年6月にはがん対策推進基本計画が閣議決定された。しかし、がんの予防においては、未成年者の喫煙率0%という到底実現不可能な目標が設定されただけで、成人喫煙率の数値目標とこれを実現するための手段・プロセスは示されていない。また、75歳未満の男女計のがん年齢調整死亡率（標準人口は1985年モデル人口）の推移から、1990年から2005年までの回帰直線では年1%減少している、これを種々のがん対策によって年2%の減少とし、10年間で20%のがん死亡率減少を達成するという目標を立てているが、これは従来のがん対策を追認し、その延長線上でものごとを考えるという限界を示すものである。なお、1990年からではなく1995年から2005年までの75歳未満の男女計のがん年齢調整死亡率の回帰直線をみると年に2%減少となっており、対策開始以前から既に達成していたものを目標として設定する甘さも指摘しなければならない。

日本のがん対策推進計画とその評価に対してBailar博士に倣って批判

し、たばこ対策を中心とする1次予防に重点を置くよう見直しを主張したつもりであったが、力不足で何ら反応がなかったのは、誠に残念であった。

### たばこ対策の推進に向けて

大阪府がん登録から、肺がん死亡率と罹患率の推移を見ると、罹患率と死亡率はほぼ並行しており、最近では増加傾向が止まっている。また、成人喫煙率の推移を見ると、男性では2005年に40%を切り、2009年には38.2%となった。しかし、現在までのたばこ対策の延長で成人男性喫煙率が今後順調に減少し、いずれ肺がん罹患率・死亡率も米国のように減少すると期待するのは楽観的に過ぎると考える。生年別に見ると、1937年前後出生のものに肺がん罹患率・死亡率のノッチが認められる。この世代のものは、戦後の困窮期に青春を迎えるたばこを吸いたくても吸えなかつたのである。現在の喫煙状況が大きく変わらなければ、1942年以降出生の世代が肺がん好発年齢に迎えるときに、肺がん死亡率は反転増加するおそれがある。これを避けるためには、現在喫煙者に対する強力な禁煙の働きかけが必要である。

たばこ規制における国際的な取り組みの推移を表2に示した。たばこ規制の取り組みは、2005年2月27日に発効したWHOたばこ規制枠組条約（FCTC）により、国際的には飛躍

表2. たばこ規制における国際的な取り組みの推移

1. 喫煙による健康影響の情報提供
2. 喫煙防止教育・禁煙支援など個人に対する働きかけ
3. 広告の禁止、警告表示の強化、職場・公共の場所の禁煙、たばこ税・価格の引き上げなど法的規制を含む環境に対する働きかけ
4. 多国籍たばこ会社の国際戦略に対抗するためにたばこ規制を国際協調のもとで推進  
2003年5月世界保健機関「たばこ規制枠組み条約」（FCTC）を全会一致で採択、  
2005年2月27日発効（2011年7月29日現在、締約国数は174）  
第1回締約国会議（2006年2月、ジュネーブ） 2006／7年予算801万ドルを承認。  
2004年6月に批准した日本はその22%の約176万ドルを負担。
5. 第2回締約国会議（2007年6月、バンコク）  
「たばこの煙にさらされることからの保護に関するガイドライン」（「第8条履行のためのガイドライン」、以下同じ）が採択された。
6. 第3回締約国会議（2008年11月、ダーバン）  
「公衆衛生政策のたばこ産業の利益からの擁護に関するガイドライン（第5条3項）」、「たばこ製品の包装及びラベルに関するガイドライン（第11条）」、「たばこの広告、販売促進及び後援に関するガイドライン（第13条）」が採択された。
7. 第4回締約国会議（2010年11月、ブンタデルエステ、ウルグアイにて開催）  
「教育・情報の伝達、訓練及び啓発（第12条）」、「禁煙治療・支援（第14条）」、「たばこ製品の含有物に関する規制、たばこ製品についての情報開示（「第9条、10条履行のためのガイドライン暫定版」）」が採択された。
8. 2011年7月 WHO Report on the Global Tobacco Epidemic (MPOWER) 2011年版が、2008年版、2009年版にひきつづき発表された。

的に進みつつある。なお、第1回FCTC締約国会議において日本は締約国会議予算の22%を負担することが決められている。また、これまで4回開催された締約国会議において、7つのFCTC履行のためのガイドラインが採択されている。これに対して、わが国の2004年のFCTC批准以降の主な取り組みは、2006年度からニコチン依存症管理料の新設により禁煙治療の保険適用が認められたこと、2010年10月たばこ税の大幅引き上げが実施されたことの2つだけである。

2011年7月に、WHOは「世界のたばこ流行に関する報告」(MPOWERというニックネームがついている)2011年版を公表した<sup>9)</sup>。日本のたばこ規制の取り組みの評価は、MPOWERのM(Monitor tobacco use and prevention policies、喫煙率調査)では4段階評価の最高レベル、P(Protect people from tobacco smoke、受動喫煙防止)では5段階評価の最低レベル、O(Offer help to quit tobacco use、禁煙治療・禁煙支援の提供)では4段階評価の上から2番目、W(Warn about the dangers of tobacco)ではたばこ包装の警告表示が4段階評価の下から2番目、政府による反たばこメディアキャンペーンは4段階評価の最低レベル、E(Enforce bans on tobacco advertising, promotion and sponsorship、たばこ広告等の禁止)では4段階評価の最低レベル、R(Raise taxes on tobacco、たばこ税の引き上げ)では4段階評価の上から2番目と評価されていた。

Mの喫煙率調査に関して評価が高いのは発展国として当然のことである。Rのたばこ税に関しては、2010年10月の引き上げにより最も売れ筋の紙巻きたばこの小売価格の中で税の占める割合が63%となったため、上から2番目の評価となった。しかし、日本のたばこ小売価格は、英国などに比べて依然安く、大幅引き上げの継続が必要である。ちなみにRの最高レベルの評価は最も売れ筋の紙巻きたばこの小売価格の中で税の占める割合が75%超の場合であり、英国では77%、フランスで80%である。

Oの禁煙支援・禁煙治療はFCTC批准以降の日本の取組みとしてRと並んで評価できる数少ないものであるが、日本には無料の電話相談の仕組み(quitline)がないため最高レベルの評価ではなく、上から2番目の評価にとどまっている。今後、無料の電話相談の仕組みを作ること、そして地域や職域で広く実施されている検診・健診の場に禁煙支援を導入することができれば、日本の取組みはOにおけるベスト・プラクティスとなることができる。

残念なのは、Pにおいて日本が最低レベルの評価にとどまっていることである。受動喫煙による肺がんリスクは、平山 雄先生が世界で最初に1981年に報告し、今や「平山報告は時の試練に耐えた」と評価されており<sup>10)</sup>、国際がん研究機関(2004年)、カリフォルニア州環境保護庁(2005年)、米国公衆衛生長官報告書(2006年、2010年)などのレビューによって、受動喫煙による肺がんや心筋梗塞などの健康障害に関するエビデンスは既に確立している。

MPOWER 2011によると、7.39億人超(世界人口の約11%)を有する31カ国において、公的な場所(医療施設、大学以外の教育施設、大学、政府施設、屋内の事務所・職場、レストラン、バー・パブ、公共交通機関)における受動喫煙は法律によって包括的に禁止されている。これに対して、わが国における受動喫煙防止対策の推移をみると、2002年に成立した健康増進法の第25条で受動喫煙防止が施設管理者の努力義務とされた後、2009年3月に屋内施設における受動喫煙防止のための初めての罰則付きの条例である「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」が成立し、2010年4月から施行された。国レベルでは、2010年2月25日の健康局長通知「受動喫煙防止対策について」において、「今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである」とした。また、2010年12月22日に労働政策審議会会長が厚生労働大臣あてに提出した「今後の

職場における安全衛生対策について」(建議)には、「本年6月18日に閣議決定された新成長戦略における成長戦略実行計画(工程表)においては、2020年度までに実施すべき成果目標として(中略)、『受動喫煙の無い職場の実現』が設定された」との記載があるが、ここに示された内容は、空間分煙を認め罰則は付さないとし、さらに空間分煙に対する財政的支援を行うべきとするものとなっている。これらは、「FCTC第8条(受動喫煙防止)履行のためのガイドライン」に示された。

- 100%禁煙以外の措置(換気、喫煙区域の使用)は、不完全である、
- すべての屋内の職場、屋内の公共交通機関は禁煙とすべきである、
- たばこの煙にさらされることから保護するための立法措置は、責任及び罰則を盛り込むべきである、

に照らしてみると、国際標準から程遠いといわざるを得ない。

このような状況を変える上で、たばこの害をよく知る医師の果たす役割は大きい。日本においても医師の喫煙率は一般国民に比し低く、quit ratio(過去喫煙者/(現喫煙者+過去喫煙者))は高く、医師はたばこ離れを率先垂範している。今後、医師をはじめとする保健医療専門職が喫煙者に対して禁煙を働きかける→禁煙試行者が増える→有効な禁煙治療を受ける→禁煙者が増加し、喫煙者が絶対少数者となる→たばこ税・価格の継続引き上げや受動喫煙防止のため法的規制などの環境整備が実現できる→喫煙者が禁煙に動機づけられ、禁煙試行者が増える、という好循環が回り出すことが期待できる。このような考え方のもと、日本禁煙推進医師歯科医師連盟では、J-STOP(Japan Smoking cessation Training Outreach Project、責任者:中村正和・大阪府立健康科学センター健康生活推進部長)を立ち上げ、ニコチン依存症管理料算定医療機関(2011年7月現在12,700超)における禁煙治療の質の維持・向上と禁煙治療へのアクセスの向上を目指して、eラーニング

グによる指導者トレーニングプログラムを開発した。4学会による「禁煙治療標準手順書」に準拠した禁煙治療版は大阪(29施設53名)、全国(711施設932人)での評価により有効性を確認すみで、2011年度後半には本格的普及のフェーズに入る予定である。さらに2011年度中には、日常診療の場において短時間でできる禁煙の動機づけや情報提供のための禁煙治療導入版や、検診・健診の場において用いる禁煙支援版を完成して、有効性の評価をおこなう予定である。

しかし、禁煙治療が他の保健医療技術に比して費用効果比が優れることは確立しているとしても、たばこ規制の手段として政府によるメディアを用いての反たばこキャンペーンなどに比較すると費用効果比は劣っている、また公平性の点から問題がある、さらに禁煙治療の提供はmedicalisationであり、“You need help and are unlikely to succeed alone”というメッセージは喫煙者が独力で禁煙しようとする力をそぐものだ、実際には多くの喫煙者が独力で禁煙に成功している、とするChapman教授らの議論<sup>11)</sup>があることを肝に銘じておく必要がある。

## メタボリックシンドローム対策に思う

2010年度から、メタボリックシンドローム(以下、メタボ)にのみ焦点を当てた特定健診・特定保健指導事業が保険者を実施主体として開始された。導入前から、この事業の有効性に関して多くの批判が寄せられたが、がん検診での2つの失敗から学ぶことなく、事前の有効性確認のためのトライアルのステップを踏むことなしにいきなり全国展開するという間違いをまたも犯してしまったのは残念でならない。

The Emerging Risk Factors Collaborationは、「各種のリスク因子(性別、年齢、喫煙状態、最高血圧、糖尿病の病歴、総コレステロール、HDLコレステロール)の情報がある場合に、3つの肥満度の指標(BMI、腹囲、waist/hip比)のいずれを加えても、心血管疾患の発症の予測能力

の改善はないかごく僅かだった」としており<sup>12)</sup>は、特定健診・特定保健指導事業の決定的欠陥を示している。手順を無視して拙速な制度設計に関与した関係者と現在の国レベルの本事業所管関係者には、「過ちては則ち改むるに憚ることなけれ」と申し上げたい。

さらに残念なのは、地域や職域で広く実施されている健診の場で、禁煙支援を普及する絶好のチャンスであったのに、またもや禁煙よりはメタボ対策の方が重要との誤ったメッセージを現場の担当者に伝えてしまったことである。NIPPONN DATA 90の15年間の追跡調査<sup>13)</sup>によると、男性の循環器疾患死亡の人口寄与危険度割合は、メタボなし喫煙者で40.9%、メタボあり合計で8.5%(メタボあり非喫煙者で0.3%)、同過去喫煙者で1.1%、同喫煙者で7.1%)であった。女性では、メタボなし喫煙者で11.9%、メタボあり合計で5.0%であった。循環器疾患予防の観点からも、メタボにのみ焦点を当てるのではなく、メタボのない喫煙者に禁煙支援するべきことは明らかである。日本においても肥満が問題となりつつあるが、まずは喫煙対策に取り組み環境改善を含む対策で成果を収めた後、この成功体験に基づき肥満問題に取り組むようにすべきだと考える<sup>14)</sup>。

## おわりに

私の失敗を踏まえて、今後のがん予防について思うところをまとめると、次の3点となる。

1. 「がん予防の決め手は早期発見」の呪縛から早く脱し、2次予防の検診から1次予防に対策の重点を移すよう、研究者から行政に働きかけること。そのためには、リスク要因解明やメカニズム志向の研究に加えて、対策につなぐための研究と対策の評価の研究など対策志向の研究もあわせおこなうこと。
2. がん、循環器疾患、糖尿病、COPDはNCDとして共通のリスク要因をもつので、がん予防という枠にとらわれず、循環器疾患予防などを含むNCDのコントロールと

いう広い視野で、関連の研究者・学会と協同して取り組むこと。

3. NCDの1次予防として多くの国で成果が実証されているたばこ規制の推進に取り組むこと。

## 参考文献

1. Feinleib M and Zelen M: Some pitfalls in the evaluation of screening programs. Arch. Environ Health 19: 412-415, 1969
2. Tsukuma H, Oshima A et al. Prospective study of early gastric cancer. Int J Cancer 31: 421-426, 1983
3. Oshima A et al. Evaluation of a mass screening program for stomach cancer with a case-control study design. Int J Cancer 38: 829-833, 1986
4. Chamberlain J, Day NE, Hakama M, Miller AB, Prorok PC. UICC workshop of the project on evaluation of screening programmes for gastrointestinal cancer. Int J Cancer 37(3): 329-334, 1986
5. Ajiki W, Tsukuma H, Oshima A, Kawa K. Effects of mass screening for neuroblastoma on incidence, mortality, and survival rates in Osaka, Japan. Cancer Causes Control. 9(6): 631-6, 1998
6. Welch GW, Schwartz LM, and Woloshin S. Overdiagnosed. Making People Sick in the Pursuit of Health. Beacon Press, Boston, 2011
7. Bailar JC III, Smith EM. Progress against cancer? N Engl J Med 314: 1226-32, 1986
8. Bailar JC III, Gornik HL. Cancer undefeated. N Engl J Med 336: 1569-1574, 1997
9. WHO. WHO Report on the Global Tobacco Epidemic, 2011: Warning about the dangers of tobacco. WHO, Geneva, 2011
10. Ong E and Glanz SE. Hirayama's work stood the test of time. Bulletin of the World Health Organization. 78 (7): 938-942, 2000

11. Chapman S. The inverse impact law of smoking cessation. *Lancet* 373: 701-703, 2009
12. The Emerging Risk Factors Collaboration. Separate and combined associations of body-mass index and abdominal adiposity with cardiovascular disease: collaborative analysis of 58 prospective studies. *Lancet* 377 March 26, 2011
13. Takashima N et al for the NIPPON DATA 90 Research Group. Attributable fraction of smoking and metabolic syndrome on cardiovascular disease mortality in Japan: a 15-year follow up of NIPPON DATA90. *BMC Public Health* 10: 306, 2010
14. 大島 明. 喫煙体験と肥満対策に思う. *公衆衛生* 25 (1) : 2-3, 2011

## 特別寄稿——第18回日本がん予防学会 特別講演より

### エピジェネティック異常のがん予防における有用性 —新たながん予防の作用点として、 また、予防効果のマーカーとして

牛島 俊和

国立がん研究センター研究所 エピゲノム解析分野



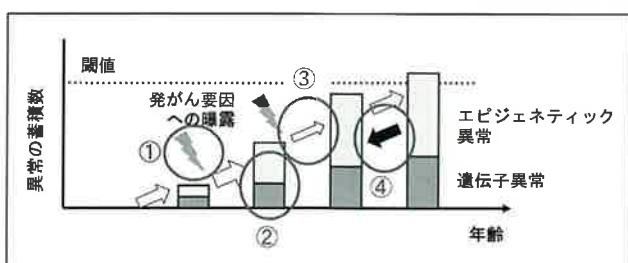
がんの発生と進展には、遺伝子突然変異のみならずDNAメチル化異常を始めとするエピジェネティック異常も重要であることが、最近、広く認識されるようになった。生理的には、エピジェネティック修飾は細胞分裂を経ても保存され、細胞の種類に応じて遺伝子のOn/Offを決定するという重要な役割をもつ。それ故に、一度エピジェネティック異常が誘発されると、その異常は細胞分裂後も継承され、発がんの原因となり得る。一方で、エピジェネティック修飾は書き換えが可能であり、が

ん予防という観点からは、誘発された遺伝子異常の解除という新たな作用点を提供する（図の④）。

我々は、胃がん患者の非がん部胃粘膜にはDNAメチル化異常が既に蓄積しており、その量は胃がんリスクと相関すること、また、ピロリ菌感染者の胃粘膜は高いDNAメチル化レベルを示すことを、見出してきた<sup>1)</sup>。また、最近、スナネズミモデルを用いて、ピロリ菌感染がDNAメチル化異常誘発の原因であること、同時に、ピロリ菌自体よりもその感染により惹起された炎症がDNAメチル化異常誘発に必須であることを示した<sup>2)</sup>。胃

のみならず、大腸、食道、肝臓、乳腺、膀胱等でも、DNAメチル化異常の蓄積と発がんリスクが相關することが知られており、「エピジェネティックな発がんの素地」が形成されていると考えられる<sup>3)</sup>。このことを利用して、エピジェネティック異常の蓄積量を指標として、がん抑制物質等の効果を測定することが可能となると予測される。

エピジェネティックな異常の抑制により、発がん抑制が可能であることが、既に、大腸、肺、前立腺などで示されている（表）。しかし、感染によるDNAメチル化異常の抑制の効果については、未だ報告がない。そこで、我々は、ピロリ菌感染スナネズミにDNA脱メチル化剤5-aza-2'-deoxycytidine(5-aza-dC)を投与、胃がん抑制効果を検討した。その結果、胃がんの発生率がほぼ半分に抑制できること、また、その抑制作用には胃粘膜上皮でのDNAメチル化異常抑制と炎症抑制の両者が関与する可能性が高いことが示された[Niwa et al, manuscript in preparation]。



ヒトの一生の間に、様々な発がん要因（稻妻印）に曝露し、エピジェネティック異常、突然変異が蓄積し、一定数以上が同一の細胞に蓄積すると臨床的ながんが誘発されると考えられる。がん予防の標的として、①発がん要因の除去、②異常が蓄積した細胞の細胞死誘導や免疫系による排除の促進、③発がん要因に曝露した際の遺伝子異常の誘発防止などがある。エピジェネティクスの視点を取り入れることにより、④一旦蓄積したエピジェネティック異常を解除することによるがん予防も、新たな戦略として見えて来た。

表 エピジェネティック異常を標的としたがん予防の報告

エピジェネティック変化の抑制法	効果	文献
DNA 脱メチル化		
大腸微小腺腫 (Min マウス)	増加	<sup>4)</sup>
大腸肉眼腫瘍 (Min マウス)	減少	<sup>5, 6)</sup>
肝腫瘍 (Min マウス)	増加	<sup>7)</sup>
肺腫瘍	減少	<sup>8)</sup>
前立腺腫瘍	減少	<sup>9, 10)</sup>
ヒストン脱アセチル化阻害		
大腸腫瘍 (Min マウス)	減少	<sup>11)</sup>
大腸腫瘍	減少	<sup>12)</sup>
DNMT1 KO, DNMT1 の活性を低下させたマウス。		

以上、エピジェネティック変化は、がん予防効果のサロゲートマーカーとして、また、いったん誘発された遺伝子異常の解除が可能である新しいがん予防の作用点として、有望と考えられる。

#### 参考文献

- 1) Maekita T, et al. High levels of aberrant DNA methylation in *Helicobacter pylori*-infected gastric mucosae and its possible association with gastric cancer risk. *Clin Cancer Res* 2006; 12: 989-95.
- 2) Niwa T, et al. Inflammatory processes triggered by *Helicobacter pylori* infection cause aberrant DNA methylation in gastric epithelial cells. *Cancer Res* 2010; 70: 1430-40.
- 3) Ushijima T. Epigenetic field for cancerization. *J Biochem Mol Biol* 2007; 40: 142-50.
- 4) Gaudet F, et al. Induction of tumors in mice by genomic hypomethylation. *Science* 2003; 300: 489-92.
- 5) Laird PW, et al. Suppression of intestinal neoplasia by DNA hypomethylation. *Cell* 1995; 81: 197-205.
- 6) Eads CA, et al. Complete genetic suppression of polyp formation and reduction of CpG-island hypermethylation in *Apc(Min/+)* Dnmt1-hypomorphic Mice. *Cancer Res* 2002; 62: 1296-9.
- 7) Yamada Y, et al. Opposing effects of DNA hypomethylation on intestinal and liver carcinogenesis. *Proc Natl Acad Sci U S A* 2005; 102: 13580-5.
- 8) Belinsky SA, et al. Inhibition of DNA methylation and histone deacetylation prevents murine lung cancer. *Cancer Res* 2003; 63: 7089-93.
- 9) McCabe MT, et al. Inhibition of DNA methyltransferase activity prevents tumorigenesis in a mouse model of prostate cancer. *Cancer Res* 2006; 66: 385-92.
- 10) Zorn CS, et al. 5-aza-2'-deoxycytidine delays androgen-independent disease and improves survival in the transgenic adenocarcinoma of the mouse prostate mouse model of prostate cancer. *Clin Cancer Res* 2007; 13: 2136-43.
- 11) Myzak MC, et al. Sulforaphane inhibits histone deacetylase in vivo and suppresses tumorigenesis in *Apc*-minus mice. *The FASEB journal* 2006; 20: 506-8.
- 12) Lu R, et al. Folic acid and sodium butyrate prevent tumorigenesis in a mouse model of colorectal cancer. *Epigenetics* 2008; 3: 330-5.

## がん一次予防としての長期がん原性試験

株式会社ボソリサーチセンター



黒岩 有一  
御殿場研究所

環境中の発がん物質を見つけだすことは、がんの一次予防において重要である。我々は、受託試験機関として、これまでに医薬品、食品添加物、工業用化学物質など多くの化合物のがん原性試験を実施してきた。

長期がん原性試験では投与期間が動物の一生涯（2年間）にわたることから、様々な不測の事態や解釈が困難な事象が発生する可能性がある。

使用するラットやマウスについては、各系統の長所と短所（生存率や自然発生腫瘍の傾向等）を考慮して化合物に合った系統を選択することが望ましく、十分な背景データも不可欠である。また、長期試験では途中で多くの動物が死亡するため、死後変化等で病理組織検査が不能とならないように適切に瀕死期剖検を行う必要があり、動物の状態を見極めるス

キルと経験が重要となる。また、長期投与で被験物質の予期せぬ作用が現れ、試験途中で投与量を下げるを得なかったり、中途剖検したりすることもしばしば経験する。常に迅速な対応がとれるように、試験に関与する各分野の専門家や多くの技術者との間での密な連携の構築に注力している。

近年では、がん原性の評価において Mode of Action が重要視されており、がん原性試験で陽性結果が得られてもヒトのリスクに結びつかないと考えられる例も多数存在する。受託試験施設として、評価の基礎となる正確なデータ採取に務めるとともに、がん原性評価に関する試験法の展開にも注目して行きたい。

甲状腺被膜内浸潤がんは血漿ヒアルロン結合タンパク質 (PHBP) を発現し、それがラック色素のがん浸潤抑制標的となりうる

剣持 明・渋谷 淳  
東京農工大学 獣医病理学研究室



Plasma hyaluronan-binding protein (PHBP) は、血漿セリンプロテアーゼの一種で、がん浸潤や炎症反応などを引き金に組織線溶系を亢進させることができ、in vitro の実験で報告されている。このことから、PHBP 阻害作用を有するラッカイン酸（図1）やカルミン酸はこれら疾患の予防・治療薬として期待され、カイガラムシ由来赤色色素で食品添加物としても広く使用されているラック色素は前者を多く含む。我々は、スルファジメトキシンをプロモーターとして、ラットの甲状腺被膜内

に炎症と共に高率に浸潤がんを誘発する甲状腺二段階発がんモデルを用いて、ラック色素の混餌投与による被膜内浸潤がん誘発に対する修飾作用を検討した。その結果、ラック色素は被膜内への浸潤及び肺への遠隔転移数を低下させ、被膜での炎症及び血管新生に関与する分子を発現低下させることを見出した。ラッカイン酸の主薬理作用である PHBP 阻害作用に関しては、周囲炎症細胞のみならず被膜内浸潤がんも PHBP を発現することを見出し、ラック色素は被膜内浸潤がんの発生抑制のみなら

ず、浸潤がんでの組織線溶関連分子の発現を低下させることが確認された。以上の結果から、ラック色素は炎症細胞の PHBP 活性阻害と共に、浸潤がんに発現する PHBP に対する直接作用により、炎症反応を含む局所組織のリモデリングを抑制して、被膜内浸潤がんの形成を抑制することが示唆された。現在、浸潤がん抑制を示すラッカイン酸成分の同定を進めている。

### Laccaic acid

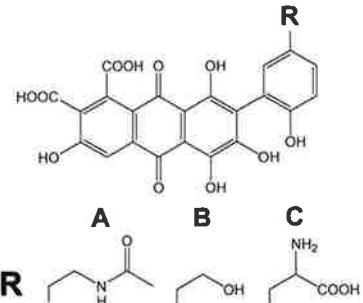


図1 ラッカイン酸の構造式

## 化学物質誘発肝発がんにおける活性酸素の関与について

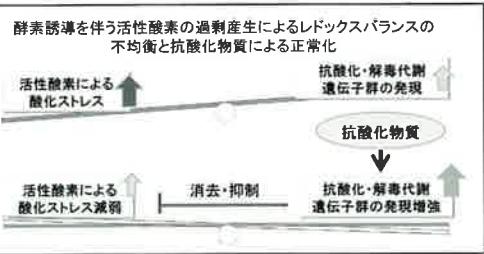
杏林製薬株式会社 開発研究所 安全性・薬理研究部



肝腫瘍を誘発する化学物質の中には、酵素誘導作用を持つものがある。酵素誘導は異物の解毒排泄を促進するための生体の適応反応と考えられているが、例えばCYP1A 誘導作用を有する物質の中には、代謝過程に起因した活性酸素種の産生をみるものがあり、その肝発がん誘発機作への関与が示唆されている。私は東京農工大学獣医病理学研究室 三森国敏教授のご指導の下、肝中期発がんモデルを用いて CYP1A 誘導作用を持つ  $\beta$ -ナフトフラボンやベンズイミ

ダゾール系駆虫薬をラットに投与し、肝発がんプロモーション過程における活性酸素の関与について検討した。その結果、肝前がん病変 (GST-P 陽性巣) の増加と共に、酸化的 DNA 損傷指標である 8-ヒドロキシグアニンや過酸化脂質の増加、抗酸化・解毒代謝遺伝子群 (Gpx2, Nqo1, Yc2 等) の mRNA 発現増加が観察され、肝発がん過程における酸化ストレスの誘発と酸化ストレス応答としての Nrf2 経路の活性

化が示唆された。そこで、抗酸化活性を有するケルセチン配糖体である酵素処理イソクエルシトリンを、 $\beta$ -ナフトフラボンにより誘発される肝発がんプロモーション期に併用投与した結果、肝前がん病変形成の抑制と共に、抗酸化・解毒代謝遺伝子発現量が増強される傾向が認められた。これらの結果は、肝発がん促進過程においてレドックスバランスの破綻が関与していることを示唆すると共に、抗酸化物質によるレドックスバランスの正常化が肝発がん促進抑制へ寄与する可能性を期待させるものであろう。



## 酵素処理イソクエルシトリンに関する最近の話題

西村 次平  
興和株



我々が普段摂取する食品中には、生体に対して抗酸化作用を示す化合物が微量ながら含まれていることが知られている。スルフォラファン、ケルセチン、カテキン、ルチン、クルクミン等、多くは野菜や果物に含まれる天然由来成分であるが、近年、この抗酸化作用に注目した抗炎症や発がん抑制などに対する研究が数多く実施されている。フラボノイドの一種であるルチンはケルセチンに糖のルチノース（グルコース+ラムノース）が結合したフラボノイド配糖体

の抗酸化物質であるが、水や油にほとんど溶けないため、使い辛いのが難点であった。その問題を解消したのが、今回ご紹介する酵素処理イソクエルシトリンである。酵素処理イソクエルシトリンはルチンの糖鎖構造を変換させたもので、水に対する溶解度が飛躍的に向上した。その結果、用途が拡大し、食品中の着色料や素材由来の色素成分の退色、オフフレーバーの発生を防ぐための酸化防止剤として使用されている。更に、最近、動物実験において発がん

抑制効果が示され、発がん予防を期待し得る物質であることが示されている。先進諸国において、がん患者の増加が問題になっている今日、早期発見、早期治療だけでなく、発がんそのものの予防対策を講じることも不可欠である。食品添加物としての酸化防止剤が食品の変質防止に効果を示すのと同様に、我々人間のQOLを向上させる更なる知見が得られることを期待したい。

### 参考文献

- Nishimura J., et al, Arch. Toxicol., 84, 143-153 (2010)  
Shimada Y., et al, Toxicology, 268, 213-218 (2010)  
Kuwata K., et al, Toxicology, 283, 8-17 (2011)  
Morita R., et al, Arch. Toxicol. in press

## トコトリエノールの大腸癌抑制作用

和田小依里



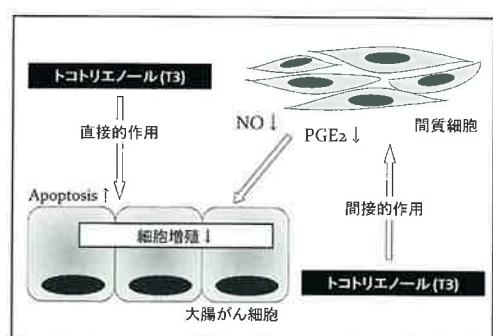
京都府立大学大学院生命環境学応用生命科学専攻健康科学研究室

トルコでの国際学会に参加し表題の発表を行ったところ、トルコ人研究者から特産品のヘーゼルナッツをいただきました。実はヘーゼルナッツのトコトリエノール含有量は多くないので、研究をきっかけに他分野の方と交流を持つ事ができ、またおいしいヘーゼルナッツをいただく事ができ、うれしい経験でした。

トコトリエノール(T3)はトコフェロール(T1)と比較してより強い生体内活性を有する事、抗酸化作用以外にも多彩な機能を示す事が報告されています。

我々は大腸がん細胞で、4種類の異性体の中で $\delta$ -T3が最も強い細胞増殖抑制作用を有し、caspase-3,9の活性化を介したアポトーシスを誘導する事を確認しました。さらに、上皮細胞と間質細胞の相互作用による発癌プロセスへの影響を調べるために、線維芽細胞と大腸腺がん細胞を共培養し、T3が線維芽細胞由来のケミカルメディエータに及ぼす影響を確認しました。 $\delta$ -T3は線維芽細胞由来の一酸化窒素およびプロstagラジンE<sub>2</sub>の産生をそれぞれ5 $\mu$

M、2.5 $\mu$ Mで有意に抑制し、共培養した大腸がん細胞の増殖を有意に抑制する事を確認しました。これらのことから、T3は大腸がん細胞に直接作用するだけではなく、間質環境にも作用し大腸がんを抑制する可能性が示唆されました。しかしながら、大腸組織でのT3の分布は明らかになっておらず、in vivo研究でT3のがん抑制効果の報告は充分といえません。現在、T3の経口投与によるマウス大腸がん抑制実験を開始しており、生体内での作用を明らかにしていきたいと考えております。



## ハプロタイプ頻度の推定方法



東端 孝博・浜島 信之  
名古屋大学大学院医学系研究科 予防医学

遺伝子多型が疫学研究に多く用いられるようになり、がん予防の観点からも遺伝学の基本的知識が必要となってきた。ここでは、ハプロタイプ頻度の推定方法を紹介する。

## ハプロタイプの頻度の計算式

今回紹介する推定方法は、Expectation-maximization (EM) アルゴリズムと呼ばれる手法で、最もよく用いられている方法である。EM アルゴリズムでは、最尤法を用いて、ハプロタイプの頻度を算出する。2 座位についてのハプロタイプ頻度の推定方法はさほど難しくなく、Excel で十分作成できる。

EMアルゴリズムは、E-step (Expectation step) と M-step (Maximization step) の 2 つのステップから構成されている。ここでは、同一染色体上に存在する 2 つの遺伝子型 (A,a) (B,b) のハプロタイプ頻度を求める。

### 1) E-step

E-stepにおいては、観測したデータの尤度関数を定義する。観測データでは、(AaBb)型の個体について、(AB/ab)と(Ab/aB)の頻度が不明であり（図1）、各ハプロタイプ頻度を特定できない。ここで、仮にその頻

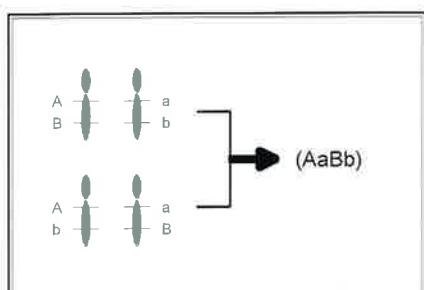


図1 頻度不明のディプロタイプ

度を  $P(AB)$ 、 $P(Ab)$ 、 $P(aB)$ 、 $P(ab)$  であるとすると、尤度関数  $f$  は多項分布より、

$$f = [n!/n(AB/AB)! \cdot \dots \cdot n(ab/ab)!] \cdot \\ \{[P^2(AB)]^{n(AB/AB)} \cdot [2P(AB) \cdot P(Ab)]^{n(AB/Ab)} \cdot \dots \cdot [P^2(ab)]^{n(ab/ab)}\}$$

となる。この関数が最大となるハプロタイプ頻度が最尤推定量となるわけだが、ここでは任意の推定値を  $[P_m(AB), P_m(Ab), P_m(aB), P_m(ab)]$  として、それに対応する  $(AB/ab)$  の数を  $n_m(AB/ab), (Ab/aB)$  の数を  $n_m(Ab/aB)$  とすると、

$$n_m(AB/ab) = n(AaBb) \cdot \{2P_m(AB) \\ P_m(ab)/[2P_m(AB) \cdot P_m(ab)+2P_m(AB) \cdot P_m(aB)]\}$$

$$P_m(aB) = P_m(AaBb) \cdot [2P_m(AB) + P_m(ab) + 2P_m(Ab)]$$

と表すことができる。

### 2) M-step

次の M-step では、 $n_m(AB/ab)$  と  $n_m(Ab/aB)$  から、よりもっともらしいハプロタイプ頻度 [ $P_{m+1}(AB)$ 、 $P_{m+1}(Ab)$ 、 $P_{m+1}(aB)$ 、 $P_{m+1}(ab)$ ] を求める。それぞれの値は総数  $n$  を用いて以下のように計算できる。

$$P_{m+1}(AB) = [2n(AABB) + n(AABb) + n(AaBB) + n_m(AB/ab)]/2n$$

$$P_{m+1}(Ab) = [n(AABb) + 2n(AAbb) + n_m(AB/aB) + n(Aabb)]/2n$$

$$P_{m+1}(aB) = [n(AaBB) + n_m(Ab/aB) + 2n(aaBB) + n(aaBb)]/2n$$

$$P_{m+1}(ab) = [n_m(AB/ab) + n(Aabb) + n(aaBb) + 2n(aabb)]/2n$$

この値を再度 E-step に代入し、同様の計算を繰り返し行い収束した値がハプロタイプ頻度の推定値ということになる。 $P(AB)$ 、 $P(Ab)$ 、 $P(aB)$ 、 $P(ab)$  の初期値はどのような値でも、結果は同じ値に収束する。ハプロタイプ頻度が推計されれば、2つの遺伝子型の連鎖不平衡のパラメータである  $D'$  および  $r^2$  も求めることが可能となる。今回紹介した EM アルゴリズムに則って、あるケースのハプロタイプ頻度を実際に Excel で推定したのが図 2 である。

おわりに

昨今注目されているゲノムワイド関連解析 (genome-wide association study; GWAS) では、この連鎖不平

I	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	
Haplotype frequency estimation: EM algorithm														
from <a href="http://courses.washington.edu/b516/lectures/2009/HaplotypeFrequency_EM.pdf">http://courses.washington.edu/b516/lectures/2009/HaplotypeFrequency_EM.pdf</a>														
6	Observed						Expected							
7	AA	Aa	aa				AA	Aa	aa					
8	BB	247	475	202	824		BB	256.75704	453.03742	205.18383	920.993485			
9	Bb	200	171	2	373		Bb	196.31595	179.27994	3.3998002	378.012069			
10	bb	39	3	0	42		bb	37.5254129	14.536645	0.01408395	58.9954653			
11	Allele						Iteration							
12	Haplotype						0	1	2	3	4	5	7	
13							E	B					10	
14	P <sub>AA</sub>	0.25	0.44484816	0.444819	0.444815003	0.445028172	0.439028282	0.43855313	0.436060004	0.43784712	0.43795591			
15	P <sub>AB</sub>	0.25	0.136655881	0.13528428	0.13511844	0.13471973	0.166279583	0.16694933	0.1672344	0.1673355	0.16740655			
16	P <sub>AB</sub>	0.25	0.360902646	0.37733207	0.365200212	0.36187159	0.29022744	0.39097713	0.3912822	0.39140314	0.39145453			
17	P <sub>AB</sub>	0.25	0.03739808	0.01738548	0.00949373	0.0053003	0.00437000	0.0037004	0.00345151	0.00329430	0.00324319			
18	Total	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	
19														
20	N <sub>AA</sub>	12545	1210.50471	1179.43207	1179.06254	1175.7023	1173.90699	1172.14621	1172.22239	1172.05595	1172.62722			
21	N <sub>AB</sub>	3865	410.489529	431.562492	441.119457	445.298946	447.003104	447.85379	446.171516	448.214744	448.377274			
22	N <sub>AB</sub>	9465	1010.493297	1021.55822	1041.11945	1045.2989	1047.00310	1047.85379	1048.17761	1048.31475	1048.37278			
23	N <sub>AB</sub>	905	66.50470597	25.433771	15.8035428	11.7031041	9.90536552	9.14620557	8.22205536	8.68554511	8.62272117			
24	Total	2878	2573	2678	2678	2678	2678	2676	2678	2678	2678			
25														
26	Difference between the observed and the expected										$\chi^2 = 0.3191977$			
27														
28	Linkage disequilibrium													
29	A	A						D <sub>1</sub>	-0.0641118					
30	B	B						D <sub>1</sub>	-0.0641118					
31	B	0.017405655						D <sub>1</sub>	-0.2006093	for D <sub>10</sub>	0.05184938	for D <sub>10</sub>		
32	B	0.00530046						D <sub>1</sub>	0.1215615					
33	B	0.39145435						D <sub>1</sub>	0.39145435					

図2 Excelを用いたハプロタイプ頻度の計算とD' と r<sup>2</sup> の計算

衡を考慮した解析が非常に重要となる。また、common disease common variant hypothesisに基づけば、連鎖不平衡を利用して病因座位を特定し、がんリスクの個体差を明らかにすることが可能となる。人々のリスクにかなったがん予防の実現に向けて、連鎖不平衡を用いた関連解析の重要性は今後ますます高くなっていくと考えられる。ここで示した計算方法ががん予防研究に関心のある疫学者

の方々にお役に立てれば幸いである。

#### 参考文献

- 鎌谷直之. ポストゲノム時代の遺伝統計学. 羊土社. 2001.
- 鎌谷直之. 遺伝統計学入門. 岩波書店. 2007.
- 伊藤正男, 井村裕夫, 高久史磨. 医学書院 医学大事典(第2版). 医学書院. 2009.
- 松原望. 入門 統計解析(医学・

自然科学編). 東京図書. 2007.

- 鎌谷直之, 斎藤仁之, 斎藤聰. “連鎖不平衡解析”. 形質マッピングホームページ. <<http://www.genstat.net/lid.html>>. (参照 2011-01-25).
- EM アルゴリズム (The Expectation Maximization). <<http://www.nsc.nagoya-u.ac.jp/~noto/emalgo.pdf>>. (参照 2011-01-25).

## 西洋化したシンガポールのがん

小林 博

公益財団法人札幌がんセミナー



シンガポールの死因のパターンは欧米の先進国、またアジアの先進国(日本、韓国、香港)と同じように、感染症が少なくがん、心臓疾患などの生活習慣病が多い。

ところががんと心臓疾患で比較してみると、面白いことに気付く。欧米先進国ではがんと心臓疾患の死亡者数はほぼ同数なのだが、日本、韓国、香港の三か国ではがんが心臓病にくらべ圧倒的に多い(これはアジア先進国の特長!!)。ところがシンガポールだけはがんと心臓病の死亡者数は欧米並みにほぼ同数。このことはシンガポールの死亡パターンはアジアタイプを脱し、むしろ欧米タイプに近い(要はシンガポールは相対的に心臓死が多いということ=図表)。

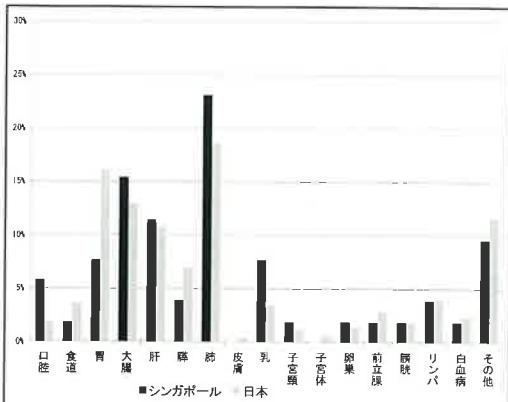
がんを種類別でみても、シンガポールのがんは欧米のそれに近い。肺がん、大腸がん、肝がん(日本と同じく主にC型肝炎ウイルス=HCVによるも

の)が多く、この点は日本、韓国、香港と同じなのだが、胃がん、食道がんは日本、韓国ではまだかなり見られるのだがシンガポールではもうきわめて少なくなった。逆に乳がんが多くなった。つまり欧米タイプのがんが目立ってきた。

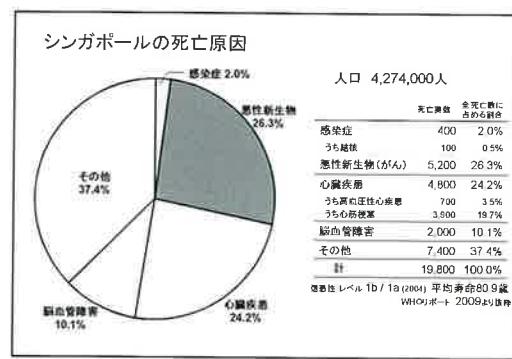
このようにシンガポールの死因は心臓病にしてもがんにしてもアジアタイプを脱し、すでに欧米タイプに移行してきたといえる。どんな生活環

境がそうさせたのか具体的にはわからないのだが、長くイギリスの植民地であったことと、独立後の目覚ましい経済発展による生活レベルの向上によるものではなかろうか。

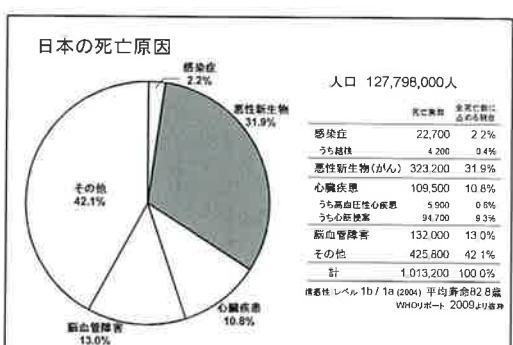
いずれにしても死因に関する限りシンガポールはもはやアジアではなく、すでにヨーロッパ並みの国になつた、あるいは西洋化したと言ってよい。



がんのなかでは日本もシンガポールとともに肺がん死がもっとも多い。口腔がん、乳がん死の割合がシンガポールにやや高く、胃がんと肺がんは低い



シンガポールの死因は隣国のマレーシアと違う。基本的に日本に似る。シンガポールは心臓疾患が相対的に多く、がんの割合とはほぼ同じ(日本はがんが圧倒的に多い)



## 私のがん予防



酒井 敏行

京都府立医科大学分子標的癌予防医学

ついに私にも「私のがん予防」を書く番が来てしまったと感じています。と申しますのは、諸先生方のお話しさはいつも興味深く読ませていただいているのですが、いざ私が書くとなるとまともな文章が書けるのか不安に感じていたからです。私ががんの研究を始めたのは、いろんな所でお話しさせていただいたように、私が高校二年の時に中学三年の弟が骨肉腫で亡くなったことに由来します。そのため、私は他の人よりも若い頃から今に至るまでがん恐怖症で、学生の頃からほくろを見てはメラノーマではないかと心配になり、医者になってからがん患者を診察しては、私も同じがんではないかと思い、という有様でした。それにも関わら

ず、58才までがんにもかからず生きてこられたことに先ずは感謝致しております。

私は特に特別ながん予防はしておりませんが、そのようながん恐怖症であったために、若い頃から煙草を吸うような恐ろしいことはせず、発がんの可能性が示唆される食物はなるべくひかえる程度だったと思います。これ以外に食事は、ありきたりではありますが、野菜は十分に取り、1日に1本は野菜ジュースをいただくようにしています。それと最近では、肥満の予防も兼ねて少し運動をするようにしています。運動はフリーラジカルを産生させると言われているようですが、動脈硬化だけでなくがんの予防にも有効であることは明ら

かにされているので意味はあると思います。しかし忙しいので、朝少し早く起きて、大学に行く前に近所を早足で歩くことと、大学の研究室は8階なので、エレベーターを使わず歩いて上がるようになります。私の場合問題なのは、飲むのが好きなので、少しですがアルコール量が多くなる傾向があると思います。しかし早死にしても多少のアルコールは飲みたいので、なるべくストレートの強い酒は避け、それ以外のお酒を適当に飲むように心がけています。

そして現在私達が開発を続けていく「究極のがん予防ジュース」を完成させて、将来はより効率的ながん予防ができる、という夢も追いかけていきたいと思っております。しかしながら、先日のがん予防大会でもありましたように、最終的な死亡率は人間である以上100%ですから、あまりストイックになりすぎない程度の、長く続けられるがん予防法を地道に行いながら、残りの人生を楽しく、有意義にすごすことができれば、それで私は十分であると感じる今日このごろです。

## 第19回日本がん予防学会（岐阜） Cancer prevention in the next generation

【会期】平成24年（2012年）

6月22日（金）～23日（土）

【会場】じゅうろくプラザ（岐阜市文化産業交流センター）

〒500-8856 岐阜市橋本町1丁目10番地11

Tel: 058-262-0150

Fax: 058-262-0151

E-mail: info@plaza-gifu.jp

URL: http://plaza-gifu.jp

電車: JR岐阜駅より 徒歩約3分

名鉄岐阜駅より 徒歩約7分

車: 岐阜各務原ICより約15分

岐阜羽島ICより約20分

【会長】田中 卓二先生

（東海細胞研究所所長／金沢医科大学客員教授）

以下の行事を予定しています。

会員諸氏の多数のご参加を心よりお待ちしております。

特別講演1：渡邊 昌先生

（（社）生命科学振興会 理事長、雑誌「医と食」編集長）

特別講演2：高山哲治教授

（徳島大学大学院ヘルスバイオサイエンス研究部 消化器内科学分野）

シンポジウム1：薬剤によるがん予防研究

シンポジウム2：天然物を利用したがん予防研究

ワークショップ（一般口演より選択）

一般口演

ポスター発表

評議員会

総会

懇親会

機器展示

## 平成 23 年 評議員会議事要旨

### 1. 開催日時

平成 23 年 6 月 21 日 (火)  
12:20 ~ 13:00

### 2. 開催場所

京都府立医科大学学生部棟 5 階  
第 3 会議室 (京都府京都市)

### 3. 出席状況

出席 26 名、委任状出席 29 名

### 4. 議案の審議状況および議決の結果

酒井敏行会長 (京都府立医科大学大学院  
医学研究科教授) が開会を宣言。

#### (1) 平成 22 年事業報告、決算報告の承認

議事に入り、まずは事務局より事業報告  
がなされた。次いで決算報告がなされ、若  
林敬二監事 (静岡県立大学教授) から適正  
に処理されている旨の監査報告があり、原  
案通り了承された。

#### (2) 平成 23 年予算案

原案通り了承された。

#### (3) 平成 24 年暫定予算案

原案通り了承された。

### (4) 第 20 回会長の選任

次々期 (第 20 回、平成 25 年) 会長の  
選任について、酒井会長から立候補ならび  
に推薦候補の有無が問われたが、いずれ  
もなかつたため、酒井現会長から西川秋佳  
氏 (国立医薬品食品衛生研究所センター長)  
が推薦され、賛成多数で承認された。

### (5) 将来計画検討委員会報告について

昨年発足した「将来計画検討委員会」に  
おいて討論を重ねた内容が酒井会長から紹  
介され検討・承認された。

### (6) 会則の変更について

その結果、理事会を発足することに伴う  
会則の変更案が承認された。加えて①最初  
の理事会の招集は酒井会長が行うこと。②  
理事長を置くかどうかについては理事会での  
検討課題とすること。③この会則は本日  
より実施することが承認された。

会則の変更が承認されたことに伴い、最  
初の理事は次期会長の田中卓二氏が加わる  
ことになった。

## 5. 報告・協議事項

### (1) 第 19 回 (平成 24 年) 学会準備状況

次年度会長田中卓二氏 (東海細胞研究  
所所長) から次年度学会の準備状況につい  
て説明がなされた。会期は平成 24 年 6 月  
22 日 (金) ~ 23 日 (土) の両日、じゅ  
うろくプラザ (岐阜県岐阜市) にて開催す  
べく準備が進行中であるとの報告がなされた。

### (2) その他

その他評議員からの意見として、①理事  
長は学会の運営に、会長は学術会議の開催  
に専念していただき役割分担をした方がよ  
いとの意見、②理事・評議員には年齢制限  
を設け若手の登場を推進すべきとの意見、  
③理事の選任方法をもっと明確にすべきとの  
意見が出されたが、いずれも理事会での  
検討課題とし、来年の評議員会で諮ること  
となつた。それに伴う会則の変更も行いな  
がら学会としての形づくりに努めていくこ  
とが確認された。

以上をもって議案全部の審議を終了した  
ので、13 時 00 分酒井敏行会長が閉会を  
宣言し、終了した。

## 平成 22 年事業報告

(平成 22 年 1 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日)

### 1. 学術会議開催事業

会則第 4 条 1 項及び第 22 条に掲げる事  
業は次の通り行った。

#### ① 第 17 回日本がん予防学会

平成 22 年 7 月 15 日 (木)、16 日 (金) の  
両日、北海道大学学術交流会館 (札幌市)  
にて第 17 回学会 (代表世話人: 浅香正博)

北海道大学大学院医学研究科教授) を  
開催、約 200 名が参加した。

「がんの予防: 基礎・臨床・疫学の垣根  
を越えて」を主題とし、初日はシンポジ  
ウム、招聘講演、ランチョンセミナー、特  
別講演、ポスター発表。2 日目はシンポ  
ジウム、指名講演、ランチョンセミナー、  
ワークショッピングが行われ活発な議論が  
交わされた。

#### ② 評議員会・総会

平成 22 年 7 月 16 日 (金) 13 時より評  
議員会、13 時 45 分より総会を、北海道  
大学学術交流会館にて開催。評議員会の  
出席者は 23 名、委任状出席は 33 名。

- ・平成 21 年事業・決算報告、平成 22 年  
予算、平成 23 年暫定予算を承認した
- ・平成 24 年 (第 19 回) 会長に田中卓二  
氏 (東海細胞研究所所長) を選任した
- ・将来計画検討委員会 (仮称) の設置を  
し、学会の今後のあり方について検討  
することを承認。委員は浅香正博氏、  
酒井敏行氏、白井智之氏、細川真澄男  
氏、若林敬二氏、津金昌一郎氏、田島和  
雄氏の 7 名となった (順不同)
- ・評議員の追加について、森 満氏、岡田  
太氏、溝上哲也氏が推薦され、承認した

### 2. 会報発行事業

会則第 4 条 4 項に掲げる事業は次の通り  
行つた。

#### ① NEWS LETTER No.63 (Mar.)

「第 40 回高松宮妃癌研究基金国際シン  
ポジウムについて (西村 遼先生)」など  
9 編を掲載

(編集委員 中江 大氏)

#### ② NEWS LETTER No.64 (Jun.)

「AOM-DSS (田中) モデル作出の経緯 (顛  
末) と Reddy 博士のこと (田中卓二先生)」  
など 8 編を掲載

(編集委員 西川秋佳氏)

#### ③ NEWS LETTER No.65 (Sep.)

「第 17 回日本がん予防学会を主催して  
(浅香正博先生)」など 8 編を掲載

(編集委員 浜島信之氏)

#### ④ NEWS LETTER No.66 (Dec.)

「アジア諸国と日本が共有すべきがん予  
防対策の推進 (田島和雄先生)」など 10 編  
を掲載

(編集委員 細川真澄男氏)

## 平成22年収支決算書

(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)

### \* 収入の部

科 目	予算額	決算額
会費収入	1,488,000円	1,698,000円
賛助会費収入	900,000円	1,000,000円
雑 収 入	2,000円	1,182円
当期収入合計	2,390,000円	2,699,182円
前期繰越金	4,918,207円	4,918,207円
合 計	7,308,207円	7,617,389円

### \* 支出の部

科 目	予算額	決算額
会報製作費	430,000円	314,265円
印 刷 費	200,000円	120,750円
補 助 金	500,000円	500,000円
通 信 費	350,000円	161,314円
消 耗 品	50,000円	31,996円
旅費交通費	0円	0円
事務局謝金	360,000円	360,000円
賃 借 費	548,000円	547,100円
雑 費	70,000円	68,555円
予 備 費	4,800,207円	0円
合 計	7,308,207円	2,103,980円

\* 次期繰越金  
(収入額－支出額) = 5,513,409円

## 平成23年収支予算書

(平成23年1月1日から平成23年12月31日まで)

### \* 収入の部

科 目	予算額	前年予算額
会費収入	1,584,000円	1,488,000円
賛助会費収入	900,000円	900,000円
雑 収 入	2,000円	2,000円
当期収入合計	2,486,000円	2,390,000円
前期繰越金	5,513,409円	4,918,207円
合 計	7,999,409円	7,308,207円

### \* 支出の部

科 目	予算額	前年予算額
会報製作費	430,000円	430,000円
印 刷 費	200,000円	200,000円
補 助 金	500,000円	500,000円
通 信 費	350,000円	350,000円
消 耗 品	50,000円	50,000円
旅費交通費	100,000円	0円
事務局謝金	360,000円	360,000円
賃 借 費	548,000円	548,000円
雑 費	70,000円	70,000円
予 備 費	5,391,409円	4,800,207円
合 計	7,999,409円	7,308,207円

## 平成24年暫定収支予算書

(平成24年1月1日から平成24年12月31日まで)

### \* 収入の部

科 目	暫定予算額	H23年予算額
会費収入	1,584,000円	1,584,000円
賛助会費収入	900,000円	900,000円
雑 収 入	2,000円	2,000円
当期収入合計	2,486,000円	2,486,000円
前期繰越金	5,414,000円	5,513,409円
合 計	7,900,000円	7,999,409円

### \* 支出の部

科 目	暫定予算額	H23年予算額
会報製作費	430,000円	430,000円
印 刷 費	200,000円	200,000円
補 助 金	500,000円	500,000円
通 信 費	350,000円	350,000円
消 耗 品	50,000円	50,000円
旅費・交通費	100,000円	100,000円
事務局謝金	360,000円	360,000円
賃 借 費	548,000円	548,000円
雑 費	70,000円	70,000円
予 備 費	5,292,000円	5,391,409円
合 計	7,900,000円	7,999,409円

\* 前期繰越金、予備費、合計額は平成23年収支決算後に確定

## 日本がん予防学会会則

### 第1章 総則

- 第1条 本会は日本がん予防学会 (Japanese Association for Cancer Prevention)と称する。  
第2条 本会の事務局は札幌市中央区大通西6丁目北海道医師会館内に置く。

### 第2章 目的および事業

- 第3条 本会は、がんの予防(cancer prevention)に関する研究の推進と社会実践を目的とする。  
第4条 本会は前条の目的を達成するため次ぎの事業を行う。  
(1) 学術集会の開催  
(2) がん予防に関する知見の普及(ホームページによる

### がん予防に関する啓蒙)

- (3) 関連学会との連携と国際的交流  
(4) News Letterの発行  
(5) その他本会の目的達成に必要な事業

### 第3章 会員

- 第5条 本会の会員は正会員、学生会員ならびに賛助会員とし、会員は本会の目的達成に協力するものとする。  
第6条 本会に入会を希望するものは氏名、住所、所属を明記し本会事務局に申し込むものとする。  
第7条 会員は評議員会にて別に定める年会費を納入しなければならない。  
第8条 再三の督促にも関わらず引きつ

づき3年以上会費を滞納したもののには退会を勧告できる。

- 第9条 会員が退会または移動する場合には事務局に通知するものとする。

- 第10条 本会のために、多大な貢献をなしたもの(外国人を含む)は評議員会の決議により名誉会員に推挙できる。名誉会員は会費を要しない。

### 第4章 役員および評議員会

- 第11条 本会は次ぎの役員をおき、理事会及び評議員会を構成する。  
(1) 会長 1名  
(2) 副会長 1名  
(3) 理事 7名程度  
(4) 評議員 会員の2割程度  
(5) 監事 2名

第12条	会長及び副会長は評議員会で互選により選ばれ、総会の承認を得るものとする。	とし、再任を妨げない。	て充てる。
第13条	会長は総会を主宰する。会長の任期は1年(1月1日~12月31日)とする。	評議員会を年1回以上開催する。評議員会の議長は会長が務める。	会費は年額を理事会、評議員会で定め総会の承認を得るものとする。
第14条	副会長には次期会長が当たるものとする。会長が職務を遂行できなくなつた場合には次期会長が職務を代行する。	評議員会は評議員の2分の1の出席(委任状提出したものは出席とみなす)をもつて成立し、議決は出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。	毎年度の収支予算および決算は会長が作成し、監事の監査を受け、理事会、評議員会の承認を得て、総会において報告するものとする。
第15条	理事は評議員会で互選により選ばれ、総会の承認を得るものとする。理事の任期は3年とし、再任を妨げない。	評議員会は次ぎの事項を審議し、総会に報告し承認を求める。	会計年度は1月1日から12月31日までとする。
第16条	理事には第15条で選任されるもののほか前会長、会長、次期会長を含める。	(1) 会長の選任 (2) 役員の選任および解任 (3) 編集委員の指名 (4) 年会費の改定 (5) 事業および会計報告 (6) その他評議員会で必要と認めた事項	<b>第7章 会則の変更</b> 本会会則の変更は理事会、評議員会、総会においてそれぞれ出席構成員の3分の2以上の承認を得なければならない。
第17条	理事は、理事会を組織して会の業務を議決し、及び執行する。		
第18条	理事会は必要に応じ会長が招集する。		
第19条	理事会は理事の2分の1の出席をもつて成立し、議決は出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。理事会の議長は会長が務める。		
第20条	理事会は次期会長を選定し、評議員会に諮る。		
第21条	監事は評議員会で互選により選ばれ、総会の承認を得るものとする。監事の任期は2年とし、2期までの再任を可とする。		
第22条	評議員は評議員会で会員の中から選任し、総会の承認を得るものとする。評議員の任期は2年		

## 〈編集後記〉

今年も暑い夏がやってきました。3月11日の東日本大震災は、大きな爪痕を残し、多くの被災者が今もなお辛い日々を送っておられます。また、福島第一原発の事故は、いまだ終息の見通しが立たないばかりか、全国的規模で多くの問題が後から後から起こっているところです。前者について、我々にとって重要であるのは、言うまでもなく、一日も早く被災者の方々が通常の生活に戻ることができるよう、それぞれができる範囲で復興に協力することです。一方、後者について、我々は、市民のひとりとして当事者の一部であるばかりでなく、がん予防の研究者としてそれぞれの立場・能力・経験に応じ、

それらを活かした貢献を行うことが求められているところであることを、ひしひしと感じている昨今です。

さて、今回のニュースレターでは、酒井先生による第18回日本がん予防学会の御報告に続き、大島・牛島両先生より同会の特別講演の要旨を御寄稿いただきました。また、黒岩・剣持・出羽・西村・和田・東端各先生からは、がん予防に係わる御研究の中からのトピックを御紹介いただきました。さらに、小林先生からはシンガポールのがん事情について、酒井先生からはシリーズである「私のがん予防」についての玉稿をいただきました。そういうわけで、担当編集委員としては、諸先生方のおかげで盛り沢山な内容になったものと

て充てる。

第31条 会費は年額を理事会、評議員会で定め総会の承認を得るものとする。

第32条 毎年度の収支予算および決算は会長が作成し、監事の監査を受け、理事会、評議員会の承認を得て、総会において報告するものとする。

第33条 会計年度は1月1日から12月31日までとする。

## 第7章 会則の変更

本会会則の変更は理事会、評議員会、総会においてそれぞれ出席構成員の3分の2以上の承認を得なければならない。

## 付則

1. 本会則は平成23年6月21日より実施する。

## 日本がん予防学会 年会費細則

第1条	日本がん予防学会の年会費を次のように定める。
(1)	正会員 6,000円
(2)	学生会員 3,000円 (学生会員になるには指導者の証明が必要である。)
(3)	賛助会員 100,000円以上

本細則は平成22年より施行する。

慶び、読者諸兄におかれで御満足いただけることを祈っています。(中江 大)

## 発 行

Japanese Association for Cancer Prevention  
日本がん予防学会

## 会 長

酒井 敏行  
(京都府立医科大学大学院医学研究科教授)

## 編集委員(※本号担当者)

大東 肇	西川 秋佳
酒井 敏行	浜島 信之
※中江 大	細川真澄男

(50音順)

## 事務局

札幌市中央区大通西6 北海道医師会館内  
TEL:011-241-4550 FAX:011-222-1526  
E-mail:master@jacp.info  
URL:<http://jacp.info/>

問い合わせ、入会のご希望などは事務局へ  
(担当: 小林博・及川智江)